

## 5 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県農業振興推進機構(以下「この法人」という)の定款第16条3項及び第33条の3項規定に基づき、理事、監事及び評議員(以下「役員等」という)の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第2条 役員等は無報酬とする。ただし、常勤役員には報酬を支給する。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員等には、通勤手当を支給する。

(報酬の支払方法)

第3条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第4条 役員等の報酬は、その月の月額全額を毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、この法人の職員給与規程に準じて支給する。

(報酬の決定基準)

第5条 常勤理事の報酬は、1名あたり年間750万円を上限とし、評議員会の決議によって定められた総額の範囲以内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(通勤手当)

第6条 常勤役員等には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法はこの法人の職員給与規程に準ずる。

(費用弁償の種類及び金額)

第7条 役員等が職務のため出張したときは、費用弁償としてこの法人の旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員等が職務により評議員会、理事会その他の会議に出席したときは、費用弁償として交通費実費弁償等を支給する。ただし、常勤の役員等については、交通費実費弁償等を支給しない。

(支給方法)

第8条 前条の交通費実費弁償等は、役員等が前条第2項の会議に出席する都度、現金により支給する。

(日割計算)

第9条 新たに役員等になった者には、その日から報酬を支給する。

2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条1項、2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第12条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人福岡県農業振興推進機構の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月11日から施行する。